

令和3年

第4回市議会定例会 意見書案第5号

令和3年9月以降に北海道で発生した赤潮による被害対策等
を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和3年12月8日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	板倉一幸
	同	小山直子
	同	斉藤佐知子
	同	福島恭二
	同	島昌之
	同	日角邦夫
	同	見付宗弥

令和3年9月以降に北海道で発生した赤潮による被害対策等を求める意見書

本年9月中旬以降、北海道太平洋沿岸で大規模な赤潮が発生し、サケやマス、ウニ、昆布などの水産資源に大きな被害が出ています。

年末に向けて水産物の需要増が期待される中、地域の漁業者には強い危機感が広がっています。また、サケマス養殖、稚ウニも壊滅的な被害を受け、沿岸の水産資源のさらなる悪化に繋がりがねず、来年以降の漁業への影響が危惧されます。

一方で、北海道産の水産物の出荷の低迷が全国の水産物の流通に影響を及ぼすことも懸念され、仕入れ値の上昇などが飲食店の売上げや家計の圧迫などに波及することが危惧されます。

よって、政府並びに国会は、漁業者の高齢化や減少が続く中、今後、我が国の水産業を支え、国民の食を守る観点から、下記の事項について取り組むことを強く要請します。

記

- 1 今回の北海道太平洋沿岸における赤潮被害について全容把握を行うとともに、被害を受けた漁業者や自治体に対して、赤潮対策に関する情報を適時、的確かつ積極的に提供すること。
- 2 養殖業や稚ウニ等の水産種苗に被害が出ていることから、関係漁業者に対して、水産資源が回復するまでの間、十分な予算を確保し、長期的な経営支援策を講ずること。
- 3 被害地域においては各漁協で独自に調査を進めているところもあるが、漁協本来の活動への影響のほか、今後、その調査費用の負担増が懸念されることから、必要な経費について、国として支援を検討すること。
- 4 水産庁は被害調査や原因究明に積極的に取り組み、早期に対策を講ずること。また、赤潮対策全般に関して、引き続き関係省庁や関係機関と連携しつつ、海外の研究機関等と情報交換を図り、研究と技術開発を講じ、被害の最小化に取り組むこと。

- 5 今後、漁業者所得補償制度や積立ふらすの強化・充実を図るとともに、制度上対象外となる漁業者については漁業経営継続に対する補償について検討する等、漁業経営の安定化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年12月 日

函館市議会議長 浜野 幸子